

○ 新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて（平成 30 年 3 月 19 日保国発 0319 第 1 号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
目 次	目 次
第一．新たな国保制度における被保険者の資格管理について 3	第一．新たな国保制度における被保険者の資格管理について 3
1．被保険者に係る住所区分の見直しについて 3	1．被保険者に係る住所区分の見直しについて 3
2．被保険者の資格の適用について 3	2．被保険者の資格の適用について 3
（1）資格の取得及び喪失の時期の変更について 3	（1）資格の取得及び喪失の時期の変更について 3
（2）市町村における被保険者の資格管理について 4	（2）市町村における被保険者の資格管理について 4
（3） <u>資格確認書</u> の記載事項の変更等について 13	（3） <u>被保険者証</u> の記載事項の変更等について 13
3．（略）	3．（略）
第二～第四 （略）	第二～第四 （略）
第一．新たな国保制度における被保険者の資格管理について	第一．新たな国保制度における被保険者の資格管理について
1．（略）	1．（略）
2．被保険者の資格の適用について	2．被保険者の資格の適用について
（1）（略）	（1）（略）
（2）市町村における被保険者の資格管理について	（2）市町村における被保険者の資格管理について
① （略）	① （略）
②適切な適用開始・終了年月日の確定について	②適切な適用開始・終了年月日の確定について
○ （略）	○ （略）
○ （略）	○ （略）
○ （略）	○ （略）
○ （略）	○ （略）
○ （略）	○ （略）
○ （略）	○ （略）
○ （略）	○ （略）
○ 被保険者資格を取得したものの、 <u>資格確認書</u> の交付を受ける前に保険医療機関等で受診した場合、市町村は、国保法第 54 条第 2 項に基づき、被保険者側の理由により、療養の給付等を行うことが困難であると認められるときに療養費を支給する。この取扱いに関し、世帯主が、資格の取得から 14 日以内に届出をしなかったことにつきやむを	○ 被保険者資格を取得したものの、 <u>被保険者証</u> の交付を受ける前に保険医療機関等で受診した場合、市町村は、国保法第 54 条第 2 項に基づき、被保険者側の理由により、療養の給付等を行うことが困難であると認められるときに療養費を支給する。この取扱いに関し、世帯主が、資格の取得から 14 日以内に届出をしなかったことにつきやむを

得ない理由があったかどうかを給付主体である市町村が判断して、個々の事情に応じて決定すべきものについては、１）法律上当然に被保険者資格を有する者に対し、本来、資格確認書は世帯主等の請求を待つまでもなく交付されるものであること、２）資格取得年月日に合わせて保険料（税）の納付義務と給付を受ける権利が共に発生すること、３）届出の遅延が悪質な場合には罰則が設けられていること等を踏まえて、適切に対応する。

※ （略）

※ （略）

※ （略）

○ （略）

○ （略）

③短期滞在者の取扱いについて

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ なお、原則どおり居住地の市町村において短期滞在者に資格を適用する場合には、資格確認書の有効期限を滞在期間の終了日として差し支えない。

④ （略）

⑤資格取得等の届出について

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ また、資格確認書の交付は市町村の役割となるため、世帯主は、「適用開始届」の提出により電子資格確認を受けることができない状況にある者に係る資格確認書の交付を受ける一方で、「適用終了届」の提出に際し、資格確認書を返還しなければならない。

○ （略）

○ （略）

○ （略）

（３）資格確認書の記載事項の変更等について

①資格確認書の交付について

得ない理由があったかどうかを給付主体である市町村が判断して、個々の事情に応じて決定すべきものについては、１）法律上当然に被保険者資格を有する者に対し、本来、被保険者証は世帯主等の請求を待つまでもなく交付されるものであること、２）資格取得年月日に合わせて保険料（税）の納付義務と給付を受ける権利が共に発生すること、３）届出の遅延が悪質な場合には罰則が設けられていること等を踏まえて、適切に対応する。

※ （略）

※ （略）

※ （略）

○ （略）

○ （略）

③短期滞在者の取扱いについて

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ なお、原則どおり居住地の市町村において短期滞在者に資格を適用する場合には、被保険者証の有効期限を滞在期間の終了日として差し支えない。

④ （略）

⑤資格取得等の届出について

○ （略）

○ （略）

○ （略）

○ また、被保険者証の交付は引き続き市町村の役割となるため、世帯主は、「適用開始届」の提出により被保険者証の交付を受ける一方で、「適用終了届」の提出に際し、被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

○ （略）

○ （略）

○ （略）

（３）被保険者証の記載事項の変更等について

①被保険者証の交付について

○ 国保の被保険者資格は、その取得の原因となる一定の事実発生と同時に、なんらの手続きを要することなく法律上当然に取得するものであるが、運用上は、世帯主による資格取得の届出等によって事実が把握された上で、オンライン資格確認システムへの被保険者資格情報の反映や資格確認書の交付が行われている。

○ 国保の被保険者は強制適用であり、資格取得についての行政処分が存在しないため、被保険者資格についての不服申立てや行政訴訟ができないこととされている。このため、国保法第9条第4項により世帯主に対して被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付請求権を法律上認め、資格に関し争いがあるときには、世帯主は当該書面の交付を請求し、交付請求に対する市町村の処分に不服があるときは、国保法第91条により、各都道府県に設置されている国民健康保険審査会に審査請求できることとしている。

※ 転入してきた被保険者の世帯が転出地市町村で特別療養費の支給対象とされていた場合であっても、市町村ごとに保険料（税）を賦課・徴収するため、従前のおり、転入地市町村では当該世帯を直ちに特別療養費の支給対象とはしない。

②資格確認書の記載事項の変更について

○ 資格確認書は、オンライン資格確認を受けることができない者が被保険者であることを示す証明書であり、被保険者が療養の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等に提出しなければならないこととされている。このような資格確認書の役割に鑑み、その取扱いを適正に行うため、被保険者とともに医療担当者の利便を考慮して、省令に基づき全国的に統一した様式が制定されている。

※ 資格確認書については、全国的に統一した様式として省令に定められているが、省令において「必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。」と規定されているため、氏名記載欄を広げる、有効期限に下線を入れる等のレイアウト変更は許容される。

○ 令和6年の番号法等一部改正法等の施行により被保険者証に係る規定が削除され新たに資格確認書に係る規定が新設されることに伴い、資格確認書の記載事項については「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（令

○ 国保の被保険者資格は、その取得の原因となる一定の事実発生と同時に、なんらの手続きを要することなく法律上当然に取得するものである。このため、本来は被保険者証も世帯主による届出を待つことなく被保険者ごとに作成して世帯主に交付されるが、運用上は、世帯主による資格取得の届出等によって事実が把握された上で、被保険者証が交付されている。

○ 国保の被保険者は強制適用であり、資格取得についての行政処分が存在しないため、被保険者資格についての不服申立てや行政訴訟ができないこととされている。このため、国保法第9条第2項により世帯主に対して被保険者証の交付請求権を法律上認め、資格に関し争いがあるときには、世帯主は被保険者証の交付を請求し、交付請求に対する市町村の処分に不服があるときは、国保法第91条により、各都道府県に設置されている国民健康保険審査会に審査請求できることとしている。平成30年度以降もこうした取扱いに変更はない。

※ 転入してきた被保険者の世帯が転出地市町村で短期証又は資格証明書を交付されていた場合であっても、市町村ごとに保険料（税）を賦課・徴収するため、従前のおり、転入地市町村では当該世帯に対して一般の被保険者証を交付する。

②被保険者証の記載事項の変更について

○ 被保険者証は、被保険者であることを示す証明書であり、被保険者が療養の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等に提出しなければならないこととされている。このような被保険者証の役割に鑑み、その取扱いを適正に行うため、被保険者とともに医療担当者の利便を考慮して、省令に基づき全国的に統一した様式が制定されている。

※ 被保険者証については、従来から全国的に統一した様式として省令に定められているが、省令において「必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。」と規定されているため、氏名記載欄を広げる、有効期限に下線を入れる等のレイアウト変更は許容される。

○ 平成30年度の国保改革により都道府県も国保の保険者となることに伴い、被保険者証の記載事項については改正省令により次のとおり変更されるが、被保険者証の交付についてはこれまでどおり市町村単位で行うものとしている。

和 6 年厚生労働省令第 119 号) による改正後の国民健康保険法施行規則 (昭和 33 年厚生省令第 53 号) に規定する様式のとおり変更されるが、資格確認書の交付についてはこれまでどおり市町村単位で行うものとしている。

(削る)

- ・ 被保険者証名については、現行の「国民健康保険被保険者証」から「**●●都道府県国民健康保険被保険者証**」とし、区域としての都道府県を記載する。
- ・ 「資格取得年月日」の記載を「適用開始年月日」に改める (※)。
- ・ 「保険者名」の記載を「交付者名」に改め、市町村印を押す。
- ・ 「記号・番号」は従前どおり市町村ごとに付番する。
- ・ 「保険者番号」6 桁は記載事項自体に変更はないが、都道府県も保険者となることに伴い、保険者番号中、「保険者別番号」を「市町村番号」と称するよう定義を変更する。改正後の市町村番号は、従来の保険者別番号どおり市町村ごとに付番する (退職者医療制度の被保険者の保険者番号は上記 6 桁の頭に法別番号 2 桁を加えて 8 桁)。

※ 資格取得年月日の記載を適用開始年月日に改める理由

- ・ 平成 30 年度以降も市町村単位で資格を管理するとともに、都道府県単位でも資格取得年月日が管理されるため、同一都道府県内の市町村間で住所異動があった場合に、前住所地から資格取得年月日が引き継がれなければ被保険者証が交付できなくなるという問題が生じる。
- ・ 前住所地で資格取得年月日に変更された場合には、後続の市町村において被保険者証の再交付が必要になるという問題も生じる。このため、現行どおり、市町村ごとに被保険者証の交付等を完結できるよう適用開始年月日のみ記載することに改めることとしている。

③新たな被保険者証様式への変更時期等について

○ 新制度を円滑に施行する観点から、新たな被保険者証様式 (短期証及び高齢受給者証を兼ねる場合を含む。以下「新様式」という。) への変更については、次の取扱いを可能とする。

- ・ 新制度の施行日 (平成 30 年 4 月 1 日) に合わせて、新様式に切替を行う必要はなく、切替は、改正省令第 7 条の 2 第 1 項に基づき市町村が定める「平成 30 年 4 月 1 日以後最初の被保険者証の検認又は更新の日 (交付年月日が平成 30 年 4 月 1 日のものを含む。)」

③資格確認書の返還について

- 他都道府県又は同一都道府県内の他市町村に転出することにより、当該市町村の区域内に住所を有しなくなったため、被保険者の資格喪失又は適用終了する者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は転出日の翌日から起算して 14 日以内に転出地市町村に対し、資格喪失届又は適用終了届を提出しなければならない。その際、資格確認書の交付を受けている者は合わせて資格確認書を返還しなければならない。

※ 改正省令

(同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した者に関する届出)

からとする」ことを基本とする。具体的には、平成 29 年度末までに交付済みの被保険者証の、平成 30 年 4 月 1 日以後最初に到来する有効期限の翌日（いわゆる一斉更新の日）から切り替えを行うことを基本とする。

※ 平成 30 年 4 月 1 日から一斉更新日までの新規交付分については現行の被保険者証の様式（短期証及び高齢受給者証を兼ねる場合を含む。以下「旧様式」という。）で交付することを基本とする。

※ 被保険者証の一斉更新日より前に高齢受給者証や限度額適用認定証等のシステム改修を実施する場合に、その日以降、新様式しか交付できなくなってしまう市町村においては、一斉更新日までの限定された期間において先行的に新様式を随時交付することとしても差し支えないが、予め地区の医師会等に連絡することが必要である。

・ このため、交付済みの被保険者証の有効期限内は旧様式を使用することができることとし、旧様式の使用期間中に新たに被保険者となった者や資格証明書から被保険者証に変更となった被保険者に対しても、旧様式の被保険者証を交付することができることとする。

・ この取扱いに対応するため、改正省令附則第 2 条において改正前の様式の被保険者証は、当分の間、この改正省令による改正後の様式による被保険者証とみなすこととしている。これにより市町村標準システムを導入する市町村にあっては、旧様式から新様式への切替を任意の時期に行うことを可能としている。

④被保険者証の返還について

- 他都道府県又は同一都道府県内の他市町村に転出することにより、当該市町村の区域内に住所を有しなくなったため、被保険者の資格喪失又は適用終了する者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は転出日の翌日から起算して 14 日以内に転出地市町村に対し、資格喪失届又は適用終了届を提出しなければならない。その際、合わせて被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

※ 改正省令

(同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した者に関する届出)

第十一条 被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更し、市町村の区域内に住所を有しなくなつたときは、当該被保険者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出するとともに、当該被保険者が資格確認書の交付を受けている場合には、当該被保険者に係る資格確認書を返還しなければならない。

※ 健康保険組合等に参加する場合等の適用除外要件に該当する場合も同様である。
(削る)

第十一条 被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更し、市町村の区域内に住所を有しなくなつたときは、その住所変更の直前においてその者が属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該住所変更の直前において当該世帯主が住所を有していた市町村に提出するとともに、その者に係る被保険者証を返還しなければならない。

※ 健康保険組合等に参加する場合等の適用除外要件に該当する場合も同様である。

⑤被保険者証以外の様式改正等について

○ 被保険者証以外の省令に規定する様式についても、下表のとおり改正を行うこととする。その際、有効期限を記載する様式については、被保険者の便宜を図るため、交付年月日とともに、統一して記載項目の最上段に表記するよう変更する。

○ また、これらの様式についても、被保険者証と同様に、平成 29 年度末までに交付されたものについては、平成 30 年 4 月 1 日以後最初に到来する有効期限の翌日（更新日）から切り替えることを基本とする（改正省令附則第 2 条の規定において、この改正省令による改正前の様式の〇〇証は、当分の間、それぞれ、この改正省令による改正後の様式による〇〇証とみなすこととしている）。このため、資格証明書や限度額適用認定証等の様式は随時新様式となる一方で、被保険者証の様式は旧様式といった状態も一時的に生じる。

※ 平成 30 年 4 月 1 日から一斉更新日までの新規交付分については旧様式で交付する。

○ なお、有効期限のない特定同一世帯所属者証明書（様式第一号の五の二）は、平成 30 年度から新たな様式に変更するものとし、平成 30 年 3 月 31 日以前に交付された身分を示す証明書（検査証。様式第五号）は、保険者印を交付者印とみなすこととして、引き続き使用できるものとする。

○ 有効期限のない特定疾病療養受療証を交付されている被保険者についても新たな様式に変更する。このうち、平成 29 年度末までに交付されたものについては、平成 30 年 4 月 1 日以後最初に到来する、有効期限のある特定疾病療養受療証の切替の時期に合わせるのが望ましい。

(削る)

第二. 新たな国保制度における高額療養費多数該当世帯の負担軽減について

1. 高額療養費の多数回該当について

(1)・(2) (略)

(3) 高額療養費多数該当世帯の負担軽減について

① (略)

②高額療養費の多数回該当の通算について

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ 退職者医療制度についても、平成 30 年度以降も引き続き資格、給付の実施主体は市町村であり、退職者医療制度に係る届出は市町村に行う必要がある。退職被保険者証等に記載する退職「該当年月日」は退職「適用開始日」に変更し、現行どおり市町村ごとに適用となった日を記載する。

○ 退職者医療制度については、現行どおり、退職被保険者等の属する世帯の世帯主の届出により確認するとともに、一般・退職の区分は継続して表記されることとなる。なお、退職被保険者等が一般被保険者に切り替わった時は、現行どおり市町村ごとの国保の適用開始年月日を、被保険者証に記載する。

※ 同一市町村内で資格喪失することなく一般被保険者→退職被保険者→一般被保険者の切替があった場合、下線における適用開始年月日を退職被保険者証及び一般被保険者証に記載する。

また、同様に同一市町村内で資格喪失することなく退職被保険者→一般被保険者の切替があった場合についても、下線における適用開始日を一般被保険者証に記載する。

(被保険者証以外の様式改正)

(略)

(略)

⑥医師会等への周知について

○ 上記被保険者証等の記載事項の変更や新しいレイアウトへの変更時期については、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会に対して既に説明済みであるが、それぞれの市町村での新たな様式への変更時期や取扱い等については、地域の都道府県医師会、都道府県歯科医師会、都道府県薬剤師会及び郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会等へ事前に周知を行う必要がある。

第二. 新たな国保制度における高額療養費多数該当世帯の負担軽減について

1. 高額療養費の多数回該当について

(1)・(2) (略)

(3) 高額療養費多数該当世帯の負担軽減について

① (略)

②高額療養費の多数回該当の通算について

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略) ○ (略) ○ 現状、高額療養費の多数回該当についても、同一の保険医療機関等における診療である場合には現物給付化が図られているが、同一都道府県内の市町村間で高額療養費の該当回数を通算する取扱いについては、1) 転入地市町村で適用開始日現在等における世帯の継続性の判定が必要であること、2) 市町村の変更に伴い<u>資格確認書</u>が変更となること、3) 高齢受給者証や限度額適用認定証等については、市町村ごとに交付の申請が必要となることを踏まえると、現物給付化することは困難であり、市町村は、世帯主の申請に基づき該当回数を通算して、高額療養費の差額を追加支給する。 ○ (略) 2. (略) 3. 同一都道府県内市町村間の住所異動に伴う世帯の継続性の判定について (1) (略) (2) 世帯の継続性の判定基準について ① (略) ②世帯の継続性の判定基準（参酌基準）について	○ (略) ○ (略) ○ 現状、高額療養費の多数回該当についても、同一の保険医療機関等における診療である場合には現物給付化が図られているが、同一都道府県内の市町村間で高額療養費の該当回数を通算する取扱いについては、1) 転入地市町村で適用開始日現在等における世帯の継続性の判定が必要であること、2) 市町村の変更に伴い<u>被保険者証</u>が変更となること、3) 高齢受給者証や限度額適用認定証等については、市町村ごとに交付の申請が必要となることを踏まえると、現物給付化することは困難であり、市町村は、世帯主の申請に基づき該当回数を通算して、高額療養費の差額を追加支給する。 ○ (略) 2. (略) 3. 同一都道府県内市町村間の住所異動に伴う世帯の継続性の判定について (1) (略) (2) 世帯の継続性の判定基準について ① (略) ②世帯の継続性の判定基準（参酌基準）について
(参酌基準①) (略) (参酌基準②) 一の世帯で完結しない住所異動について ○ 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保被保険者の数の増加及び他の世帯への異動による国保被保険者の数の減少をいう。）の場合には、異動後の世帯主が異動前に世帯主として主宰していた世帯との継続性を認める。 ※ 例えば、他市町村から転入してきた子ども世帯が親世帯と合併し、それと同時に、当該子ども世帯の世帯主が合併後世帯の世帯主になる場合は、世帯合併後の世帯主に着目して、子どもが異動前に主宰していた世帯との継続性を認める（この場合、従前の親世帯との継続性が途切れるため、管理上、<u>被保険者記号・番号</u>を変更する等の対応が考えられる）。一方、子ども世帯が親世帯に編入され、その後、当該子どもが世帯主になる場合は、単なる世帯主変更であり、親世帯に世帯の継続性を認める（この場合、従前の親世帯の継続性が維持されるため、管理上、<u>被保険者記号・番号</u>も維持される等の対応が考えられる）。	(参酌基準①) (略) (参酌基準②) 一の世帯で完結しない住所異動について ○ 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保被保険者の数の増加及び他の世帯への異動による国保被保険者の数の減少をいう。）の場合には、異動後の世帯主が異動前に世帯主として主宰していた世帯との継続性を認める。 ※ 例えば、他市町村から転入してきた子ども世帯が親世帯と合併し、それと同時に、当該子ども世帯の世帯主が合併後世帯の世帯主になる場合は、世帯合併後の世帯主に着目して、子どもが異動前に主宰していた世帯との継続性を認める（この場合、従前の親世帯との継続性が途切れるため、管理上、<u>被保険者証の記号番号</u>を変更する等の対応が考えられる）。一方、子ども世帯が親世帯に編入され、その後、当該子どもが世帯主になる場合は、単なる世帯主変更であり、親世帯に世帯の継続性を認める（この場合、従前の親世帯の継続性が維持されるため、管理上、<u>被保険者証の記号番号</u>も維持される等の対応が考えられる）。

同様に、親世帯から子どもが世帯分離し、他市町村において新たに世帯を主宰する場合においても、世帯分離後の世帯主に着目して、異動前に主宰していた世帯との継続性を認めるため、子ども世帯には継続性を認めず、世帯の継続性を親世帯に認める（この場合、従前の親世帯の継続性が維持されるため、管理上、<u>被保険者記号・番号</u>も維持される等の対応が考えられる）。一方、世帯主が子どもに変更された後に世帯分離する場合には、子ども世帯に継続性を認めることとなる（この場合、世帯分離前に親世帯の継続性が途切れるため、管理上、<u>被保険者記号・番号</u>を変更する等の対応が考えられる）。 ※ （略） 第三 （略）	同様に、親世帯から子どもが世帯分離し、他市町村において新たに世帯を主宰する場合においても、世帯分離後の世帯主に着目して、異動前に主宰していた世帯との継続性を認めるため、子ども世帯には継続性を認めず、世帯の継続性を親世帯に認める（この場合、従前の親世帯の継続性が維持されるため、管理上、<u>被保険者証の記号番号</u>も維持される等の対応が考えられる）。一方、世帯主が子どもに変更された後に世帯分離する場合には、子ども世帯に継続性を認めることとなる（この場合、世帯分離前に親世帯の継続性が途切れるため、管理上、<u>被保険者証の記号番号</u>を変更する等の対応が考えられる）。 ※ （略） 第三 （略）
---	---